

平時における基本的な対応

- 健康観察、手洗いや咳エチケット、消毒などの基本的な感染症対策をする。
- 換気の確保をする。

*感染症等流行時は、上記に加え、3密の回避、マスクの着用、医療的ケア時の予防等の着用、消毒等を実施する。

*体調不良者等への対応時はマスク、かっぽう着等を着用し対応にあたる。



1 健康観察

(1) 検温

- ・児童生徒は、毎朝家庭で検温を行い、健康観察表に記入して持参する。
在校時は、給食前、下校前の2回検温を行い、給食前のみ健康観察表に記録する。

(2) 健康観察

- ・家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握する。
- ・普段と違う様子がみられる場合は、登校を見合わせ、自宅で経過観察するよう保護者に依頼する。在校中にその様子が見られた場合は、相談室等で検温、観察、問診を行い、発熱や心配な症状が明らかに持続しそうなときは保護者の迎えを依頼する。

2 換気の確保

密閉された空間を作らないよう対角線上の扉と窓を10cmほど開け常時換気を行う。
十分な換気が難しい場合はサーキュレータ、扇風機、空気清浄機などで空気の流れを作る。

3 手洗い・手指消毒

「児童生徒」

- ・登校後、トイレ使用后、給食前後は必ず手洗い、手指消毒を行う。

「職員」

- ・基本的には「介助」手洗いとし、アルコールでの手洗いをしっかり行う。
- ・手指消毒液をしっかりと手にすりこんで消毒する。
- ・トイレ介助後、給食介助の前後は、必ず丁寧に手洗いを行う。

4 咳エチケット（飛沫の防止）

「児童生徒」

- ・マスクの着脱は強いらないが、3密の回避が難しい場合等必要に応じて着用を促す。
- ・マスクが必要な場面もあるため、マスクは持参してもらう。

「職員」

- ・マスクの着用は個人の判断によるが、児童生徒と接するときはマスクの着用を推奨する。特に医療的ケアのある児童生徒に接するときには着用が望ましい。
- ・職員室では、飛沫防止フィルムを使用しているため、マスクの着用は求めない。

5 清掃・消毒

「児童生徒」

- ・教材教具などを共用して使用する場合は、使用する前に手指消毒をする。

「職員」

- ・児童生徒の唾液、鼻水、痰等がついたものは、すぐに器具用消毒薬で消毒する。
- ・児童生徒の下校後に、校内の清掃及び水拭きを行う。

6 給食・医療的ケア

(1) 給食に関すること

「児童生徒」

- ・食前食後に手洗いをする。
- ・給食配膳は、学習として必要な場合に、配膳の身だしなみができる児童生徒のみが行う。

「職員」

- ・配膳、食事に使用する机等は、次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。食後も同様に消毒を行う。手順：消毒→食事→消毒→水拭き
- ・できるだけ、パンなどの食材に直接触れないように介助する。
- ・給食や口腔ケアの介助は、マスクとかがぼう着やエプロンを着用する。眼鏡、フェイスシールド等の使用は個人の判断とする。かがぼう着やエプロンは、自分の物を1枚用意する。
- ・手首までの手洗いをしっかりと行う。
- ・給食介助終了後に職員が食事をとる。

(2) 医療的ケア

痰の吸引、ネブライザー吸入等飛沫が発生する可能性の高いケアについては、換気に気をつけ、他の児童生徒と距離を置いた場所で行う。

「職員」

- ・介助の前後には手洗いや消毒を行う。

「看護師」

- ・ケアを行うときには、マスク、エプロンを着用する。
- ・手指消毒は、1ケア1消毒を励行する。
- ・痰等の分泌物がついたごみについては、専用のビニール袋に入れてしばる。蓋つきごみ箱に直接入れない。

7 出席停止の扱い等

(1) 次の場合を「出席停止」（欠席の扱いではない）とする。

- ・児童生徒本人が感染した場合
- ・保護者からの相談に応じて学校長が判断した場合

(2) 出席停止の期間

- ・インフルエンザ

発症後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。

- ・新型コロナウイルス感染症

発症後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。